

総会議事録（第8回）

1 開催日時 令和2年11月25日（水）14時00分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（17名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 18番 山口 和夫

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（16名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治

5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 9番 山浦 弘之

10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎

15番 森 良広 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（2名）

6番 山口 正治 17番 山田 武人

○農地利用最適化推進委員（2名）

8番 一瀬 晃 16番 野田 善則

5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）

6 事務局 局長 平地 俊夫

課長補佐 西浦 公治

職員 川原 進太郎 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和2年度第8回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

6番農業委員、17番農業委員、8番推進委員、16番推進委員から、欠席の届出がっております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、5番農業委員、15番農業委員をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番鈴田、大里町の農地、地目田、合計面積2,778㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、受贈者が以前から借りて耕作していた農地を譲り受けるものであります。また、誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り350kgの収穫見込みとなっております。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、長年借り受けて耕作されていて、今回贈与を受けるということです。ここは周りには田んぼですが、基盤整備の一番上の辺りです。許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、1番鈴田は許可することとします。
続いて2番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、向木場町の農地、地目 畑、面積488㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。本件は、受贈者が管理している親類所有の農地を譲り受けるものであります。

また、誓約書によると、みかんを栽培する計画で、反当り1,000kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、農地の贈与を受けられるということです。譲受人はずっと農業をされているという事と、またご親戚という事で問題ないのではないかと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、2番大村は許可することとします。
続いて3番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積382㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。本件は、規模拡大のため、農地を取得するものであります。

また、誓約書によると、野菜を栽培する計画で、反当り500kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、周り全て住宅地です。譲受人の親族は5条申請の方にもありますけども、今は家庭菜園等の農業をされているような感じですか。何ら問題はないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、3番西大村は許可することとします。

続いて4番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番福重、寿古町の農地、地目 田、合計面積6,433㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。本件は、規模拡大のため、農地を取得するものであります。

また、誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り420kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、4番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

昨日現地を見てまいりました。非常に基盤整備もされていまして、真四角な田んぼばかりで、田としては非常に作業もしやすい場所と思います。米を作られるということで、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、4番福重は許可することとします。

続いて、2ページ、第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」

1番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積292㎡、申請者は記載のとおりです。本件は、古賀島町〇〇番の農地への通路を造成するため転用申請するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、農機具等駐車スペースについては既に200㎡未満で許可不要の農業用施設届出が提出されています。

被害防除計画では、盛土は0.24m、土留め工事をし、側溝を敷設するとなっており、雨水は既存水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、北側に本人所有の農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

こちらの農地は、特に何の障害もなく通路として問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、1番西大村は許可相当とします。

続いて2番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、面積は504㎡、併用地を含めた合計面積は690.7㎡、申請者は記載のとおりです。

本件は、介護施設の駐車場として貸すため転用申請するものです。

場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土切土はなく現状のまま利用し、新設のブロックを設置するとなっています。雨水は既存の道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生しないとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、申請地の手前はすでに駐車場として利用されているところです。ここは申請人のお母さんの名義だったのですが、相続されました。現在貸している駐車場が車でいっぱい

なっており奥の農地を含めて駐車場として利用しようという計画です。周りは宅地ばかりです。西側に小さく農地がありますが、申請者の農地の残地であり家庭菜園程度です。西側の宅地は、申請者の自宅があり以前はお母さんと住んでおられました。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、2番竹松は許可相当とします。

続いて、3ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」

1番三浦、溝陸町の農地、地目 畑と田、合計面積 1,371.45㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は譲受人が事務所及び駐車場を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土1.5m、擁壁を設けられています。雨水排水は既存の水路に放流、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、入口の方はアパート、西側は高速道路で場所的には問題は無いと思います。申請地も耕作はされておらず、保全管理程度でした。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて2番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、岩松町の農地、地目 畑、面積 1,432㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は譲受人が資材置場として使用するものです。場所は、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。なお、本案件は、7月総会議案で農用地区域から除外されています。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今事務局より説明があったとおりです。22日に地元委員で現地確認に行きました。元々はミカン畑だったのですが、今は荒れています。資材置場として、きちんと使われるのであれば問題ないと地元委員は判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

2番鈴田について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、2番鈴田は、許可相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、面積 967㎡、実測面積967.24㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は譲受人が分譲宅地4区画を造成するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、本案件は、昭和45年に転用が許可されていますが、当初転用者が死亡しているため、転用が実行されておらず、再度転用申請を行うものです。

被害防除計画では、切土1.0m、盛土1.0mとなっており、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存の水路へ放流、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺は、南側が農地です。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地は、昭和45年に許可されていますが、その後何もなされていません。何も問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。
続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、諏訪3丁目の農地、地目 畑、面積 135㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は建具木工細工用木材の乾燥用地として利用するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、切土盛土はなく現状のまま利用するとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺は、北側西側が農地です。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この譲受人は鉄道用地の買収に伴って池田の方に事業所を建てられた方です。ここの土地も新幹線建設に伴ってJR線が西側にセットバックしたところの残地です。建物を建てるわけでもなく、資材を置くだけですので、周辺農地へ影響はないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。
続いて、5番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積 241㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が土地を借り受けて居住用住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。本案件は、平成12年に転用が許可されていますが、当初転用者が死亡しているため、転用が実行されておらず、再度転用申請を行うものです。

被害防除計画では、現状のまま利用し、土留め工事をするとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺は、北側が農地となっています。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは上諏訪の住宅街です。申請地は売買後に転用者が病気になられて亡くなりました。その後息子さんたちは別々に暮らされていました。そして今回の計画になったということです。道と書いてあるのは里道です。田んぼは1mくらい下がった農地です。被害防除計画書もきちんとされているので何ら問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。
続いて、6番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、合計面積1,142㎡、賃貸人及び賃借人は、記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、土地を賃借し、店舗及び店舗専用駐車場を建設するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、乗り入れ口については既に200㎡未満で許可不要の農業用施設届出が提出されています。

被害防除計画では、盛土0.37m、擁壁を設け、法面保護をし、側溝を布設するとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。また、建築時には建物の高さを加減するとなっています。周辺は、北側が農地となっていま

す。資金については、残高証明書の写しを確認しております。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほどの4条の申請地の隣りで道路から手前が駐車場、奥が店舗となっています。店舗の高さは約6mです。この申請地ができることで先の畑に行けなくなるということで、先ほどの4条の通路の申請がありました。建物自体はそこまで高くないので、上の畑には最大限配慮してあるのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

お諮りします。7番西大村と、8番西大村は隣接地で譲渡人及び使用貸人が同一人物ですので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、7番西大村と、8番西大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積 248㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2m、擁壁を設け、建物建築時には緩衝地を設けるとなっています。雨水排水は雨水浸透柵を設置し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、北側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。

8番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積 328㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。本件は、使用借人が農地を借り受け自己住宅を建築するものです。場所は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2m、擁壁を設け、建物建築時には緩衝地を設けるとなって

います。雨水排水は雨水浸透枡を設置し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、北側東側南側に農地があります。資金については、住宅ローン本審査手続きのご案内を確認しております。

○議長

それでは、7番、8番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今事務局から説明があったとおりです。7番の畑の方には、1mの緩衝地と擁壁も設置されます。8番の東側農地に対しても1m20くらい控えて建てられるそうで、擁壁も設置されるそうです。別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

7番西大村、8番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、7番西大村、8番西大村は、許可相当とします。

続いて4ページ、第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。1番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番鈴田、大里町の農地、地目 田
現況 山林、面積 499㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、山林化しているとなっています。場所は、農振内農用地外の第2種農地です。

○議長

それでは、1番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、山林化しております。見た目も山林化し荒れ放題ということですので。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、1番鈴田は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、5ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番鈴田 陰平町の農地、地目 田、面積3,387㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番大村、萱瀬、竹松、福重 東大村1丁目の農地、地目 田と畑、合計面積18,941㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻と野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番竹松 竹松町の農地、地目 田と畑、合計面積3,336㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻と野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に6ページ4番松原 松原2丁目の農地、地目 田 現況 畑、合計面積3,225㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は野菜、キュウリの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第5号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

< なし >

○議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。

続いて、7ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、14ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」 及び第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、

農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、5列目から7列目までが配分計画です。

資料1のページごとに説明していきます。まずは資料1の1ページ目です。第7号議案配分計画1番三浦鈴田は第6号議案集積計画2番三浦鈴田、10番鈴田、11番鈴田、28番鈴田、29番鈴田と関連があります。

配分計画2番鈴田は集積計画23番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の2ページ目です。第7号議案配分計画3番鈴田は第6号議案集積計画33番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の3ページ目です。第7号議案配分計画4番鈴田は第6号議案集積計画30番鈴田と関連があります。

配分計画5番鈴田は集積計画27番鈴田と関連があります。

配分計画6番鈴田は集積計画26番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の4ページ目です。第7号議案配分計画7番鈴田は第6号議案集積計画25番鈴田と関連があります。

配分計画8番鈴田は集積計画24番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の5ページ目です。第7号議案配分計画9番鈴田は第6号議案集積計画16番鈴田、21番鈴田、28番鈴田、29番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の6ページ目です。第7号議案配分計画10番鈴田は第6号議案集積計画2番三浦鈴田と関連があります。

配分計画11番鈴田は集積計画14番鈴田と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の7ページ目です。第7号議案配分計画12番鈴田は第6号議案集積計画9番鈴田、15番鈴田、17番鈴田、19番鈴田と関連があります。

配分計画13番菅瀬は集積計画35番菅瀬と関連があります。

配分計画14番菅瀬は集積計画34番菅瀬と関連があります。

配分計画15番福重は集積計画36番福重と関連があります。

集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、配分計画15番福重の借入申込者は新規就農者であります。作付面積は下限面積を満たしており、また長崎県新規就農相談センターで技術習得研修を受け、現在も農家で直接研修を受けております。

次に資料1の8ページ目です。以降のページは集積計画のみで配分計画はございません。

第6号議案の集積計画1番三浦鈴田、3番三浦鈴田になります。

集積計画の貸付申込者は記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、集積計画1番三浦鈴田の貸付申込者は、申出後に死亡されていますが、法律上申出は有効であり、遺族もそのことを了承していることを申し添えます。

次に資料1の9ページ目です。第6号議案の集積計画4番三浦、5番三浦鈴田、6番三浦、7番三浦、8番三浦、12番鈴田になります。

集積計画の貸付申込者は記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の10ページ目です。第6号議案の集積計画13番鈴田、18番鈴田、20番鈴田、22番鈴田、31番鈴田になります。

集積計画の貸付申込者は記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

次に資料1の11、12ページ目です。同一人物です。第6号議案の集積計画32番鈴田になります。

集積計画の貸付申込者は記載のとおりで、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続きまして、18ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。

事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号、1番鈴田 小川内町の農地、地目 田、合計面積5,164㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

続いて、19ページ、報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番西大村竹松及び2番竹松福重の相続人は的確に農業経営を行っている判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご質問等はありませんか。

< なし >

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。